

株券廃止公告

株主各位

当社は、令和6年12月31日を効力発生日として、定款を変更して当社の株式に係る株券を発行する旨の定款の定めを廃止することとしましたので公告いたします。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和6年11月11日

東京都渋谷区道玄坂一丁目10番8号
株式会社東急イーライフデザイン
代表取締役 大柴 信吾